

四日市市病院告示第6号

事前審査型条件付一般競争入札共通事項の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

四日市市病院事業管理者 金城 昌明

事前審査型条件付一般競争入札共通事項の一部改正について

事前審査型条件付一般競争入札共通事項（平成27年四日市市病院告示第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>1 一般競争入札参加者に必要な資格に関する事項</p> <p>一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) から (6) まで (略)</p> <p><u>(7) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務、及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務のない者を除きます。以下、当該3保険を「社会保険等」という。）。</u>なお、「<u>届出の義務を履行していない者</u>」の確認は、<u>最新の経営事項審査結果における社会保険等加入の有無欄で確認を行うものとする。</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p>	<p>1 一般競争入札参加者に必要な資格に関する事項</p> <p>一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) から (6) まで (略)</p> <p><u>(7) (略)</u></p>

2 入札参加資格の確認等

(1) 一般競争入札の参加を希望する者は、当該工事の入札参加資格確認申請書及び関係資料を定められた提出期限日までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア及びイ (略)

9 入札書に記載する事項

(1) 市立四日市病院の指定様式の入札書(第1号様式)に入札額、工事(業務)名、工事(業務)場所、及び入札(開札)日を工事の公告の記載に従い記入のうえ、指定された郵送方法により提出すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札書は、指定した様式を満たす封筒に入れ、封筒に入札(開札)日時、工事(業務)名、入札者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)、住所を記入すること。

2 入札参加資格の確認等

(1) 一般競争入札の参加を希望する者は、当該工事の入札参加確認申請書及び関係資料を定められた提出期限日までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア及びイ (略)

9 入札書に記載する事項

(1) 市立四日市病院の指定様式の入札書(第2号様式)に、工事(業務)名、工事(業務)場所、及び入札(開札)日を工事の公告の記載に従い記入のうえ、指定された郵送方法により提出すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札書は、指定した様式を満たす封筒に入れ、必ず封印し、封筒に入札(開札)日時、工事(業務)名、入札者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)、住所を記入すること。

<p>1 1 入札（開札）の立会い</p> <p>開札に当たり、資格を有すると認められた者は、<u>入札（開札）に立ち会うことができる。</u></p> <p>1 2 入札の無効</p> <p>四日市市契約施行規則（昭和 3 9 年四日市市規則第 1 2 号）第 1 3 条の規定に該当するもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>（1）から（5）まで （略）</p> <p>（6） 同一の入札について、<u>複数の入札書を提出したもの</u></p> <p>（7）から（1 2）まで （略）</p>	<p>1 1 入札（開札）の立会い</p> <p>開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から、<u>入札立会人 1 者を選定し、該当者に電話により連絡する。</u></p> <p>1 2 入札の無効</p> <p>四日市市契約施行規則（昭和 3 9 年四日市市規則第 1 2 号）第 1 3 条の規定に該当するもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>（1）から（5）まで （略）</p> <p>（6） 同一の入札について、<u>同一の封筒に複数の入札書を封入し提出したもの</u></p> <p>（7）から（1 2）まで （略）</p>
--	--

附 則

この共通事項は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。